

2014年4月24日：児童ポルノ禁止法の再修正案 附則の二条の削除成功

第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一
条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法
律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第二項関係)

二 検討

1 政府は、児童ポルノに類する漫画等 (漫画、アニメ、CG、擬似児童ポルノ等をいう。) と児童の
権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットによる児童ポ
ルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。 (附則第二
条第一項関係)

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に
ついては、この法律の施行後三年を目途として、1の調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつづ
く。

三

アニメの附則二条については
削除



第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一
条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法
律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第二項関係)

二 検討

1 政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進につ
いて十分な配慮をするものとする。 (附則第二條第一項関係)

2 インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目
途として、1の技術の開発の状況等を勘案しつづ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が
講ぜられるものとする。 (附則第二條第二項関係)

三 その他

三

2014年：児ポ法改正時に提出した修正要望

児童ポルノ禁止法改正案に修正要望（案）

2014/4/24
参議院議員 山口太郎

先般、ご提案の児童ポルノ禁止法改正案に対して下記の通り修正を要望致します。

記

1. 児童ポルノという名称の変更

- ・ 本法の目的は児童に対する性的搾取および虐待を防止、児童の権利を擁護（記録物の拡散防止等）することとある
- ・ その趣旨を明確にするために、名称を「児童ポルノ」ではなく「**子どもの性的虐待の記録**」等に変更する
- これにより、実被害のある精子を顔にかけられた少女の画像にもこの法律が適用され、逆に被害者の存在しないマンガやアニメの登場人物に対する規制はされなくなる
- また、「児童ポルノ」は解釈が生まれる余地があるが、「性的な虐待の記録」であればその解釈の余地は生まれにくい

2. 所持に対する事前廃棄命令（行政命令）の導入

- ・ 現行修正案では、冤罪の余地が生まれやすい。また、自主規制による萎縮効果も生まれる
- 京都府・栃木県等で実際に導入されている行政による事前の廃棄命令を導入すべき
- これにより意図しない所持に対する冤罪や、あいまいな部分に対する萎縮効果を防ぐことができる

3. 「子どもの性的虐待の記録」（上記1によらない場合は「児童ポルノ」）の定義明確化

- ・ 3号ポルノで「衣服の一部をつけない姿態」かつ「性欲を興奮/刺激させるもの」という曖昧な定義ではなく、恣意的な運用がしづらい
- 1.とも関連するが、児童ポルノの定義は難しいが、子どもの性的虐待の記録とすれば、その定義は可能となる
- 少なくとも児童ポルノの名称が変更とならないまでもいわゆる3号ポルノについて「**殊更に児童の性的な部位（性器等もしくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され、又は強調されているもの**」等を条件として追記すべき

4. その他

- ・ 質疑を通じて本法のあいまいな部分を法案提出者として明確にしてほしい
- ・ 所持規制の要件に「自己の意思に基づきことが明らかに認められる」ことを追加、曖昧なままの定義の3号ポルノを要件からの除外をしてほしい

以上

児童ポルノ禁止法改正案に対する意見_v0.3.docx
2014/5/1 16:22

1. 児童ポルノという名称の変更

- ・ 本法の目的は児童に対する性的搾取および虐待を防止、児童の権利を擁護（記録物の拡散防止等）することとある
- ・ その趣旨を明確にするために、名称を「児童ポルノ」ではなく「**子どもの性的虐待の記録**」等に変更する
- これにより、実被害のある精子を顔にかけられた少女の画像にもこの法律が適用され、逆に被害者の存在しないマンガやアニメの登場人物に対する規制はされなくなる
- また、「児童ポルノ」は解釈が生まれる余地があるが、「性的な虐待の記録」であればその解釈の余地は生まれにくい